

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

玉野市長

公表日

令和7年2月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務			
②事務の概要	生活保護法による保護及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置については、それぞれ生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づいて、以下①から③の事務を行っています。また全世代型対応の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条に基づき、④の事務を行う。 [生活保護に係る業務] ①生活保護の実施 ②生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更 ⑤生活保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 ⑦進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 ⑧保護に要する費用の返還 ⑨徴収金の徴収 なお、医療扶助については、オンライン資格確認の運用を行う。 <医療扶助オンライン資格確認に係る業務> ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～④は、社会保険診療報酬支払基金へ委託する業務。			
③システムの名称	生活保護システム、ふれあい番号制度連携ユニット、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
生活保護システムファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1.生活保護法による保護等に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条(生活保護法関係) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第2項 ・玉野市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		

②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、15、16、17、20、28、37、48、53、69、70、75、76、86、87、89、96、108、132、144及び155の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定 - 個人情報提供に関する命令 ＜医療扶助オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法第19条第6号 ※基金への委託に伴い、情報連携によらず提供するもの。 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定 - 個人情報提供に関する命令第2条表の42の項及び 第44条(生活保護法関係) ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条(生活保護法関係) ・玉野市行政手続における個人番号の利用に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市(健康福祉部福祉政策課保護係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5555
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、生活保護事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、生活保護システム等への入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者による入力のダブルチェックを行い、処理完了としている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	総務課 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516	玉野市(健康福祉部福祉政策課保護係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5555	事後	
平成30年5月14日	I 関連情報 9. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉政策課長 中村 典男	福祉政策課長 大塚 英一	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日時点	令和2年5月1日時点	事後	
	I 関連情報	番号法第19条第7号 別表第二項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、6	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二項番9、10、1	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数は何らか	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二項番9、10、1	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二項番9、10、1	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 1ー②	生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	生活保護に係る業務及び医療扶助オンライン資格確認に係る業務を細分化	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 1ー③	生活保護システム、ふれあい番号制度連携ユニット、中間サーバーシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	生活保護システム、ふれあい番号制度連携ユニット、中間サーバーシステム、医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 3	番号法第9条第1項、別表第一 項番15	番号法第9条第1項、別表 項番23及び玉野市行政手続における個人番号の利用に関する条例	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 4ー②	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、3	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表項番14、15、16、17、20、28、37、48、53、69、70、75、76、		
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数は何らか	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年12月20日	IV リスク対策 8、11		判断根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、生活保護事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリー) 生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年2月14日	評価書名	生活保護に関する事務 基礎項目評価書	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書		
令和7年2月14日	I 関連情報 1ー①	生活保護に関する事務	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務		
令和7年2月14日	I 関連情報 1ー②	生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	生活保護法による保護及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置については、それぞれ生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づいて、以下①から③の事務を行っています。また全世代型対応の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条に基づき、④の事務を行う。		
令和7年2月14日	I 関連情報 1ー③	生活保護システム、ふれあい番号制度連携ユニット、中間サーバーシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	生活保護システム、ふれあい番号制度連携ユニット、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー		
令和7年2月14日	I 関連情報 3	番号法第9条第1項、別表 項番23及び玉野市行政手続における個人番号の利用に関する条例	1.生活保護法による保護等に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条(生活保護法関係) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・番号法第9条(利用範囲)第2項 ・玉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9		
令和7年2月14日	I 関連情報 4ー②	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、15、16、17、20、28、37、48、53、69、70、75、76、86、87、89、96、108、132、144及び155の項 ＜医療扶助オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法第19条第6号 ※基金への委託に伴い、情報連携によらず提供するもの。 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42及び玉野市行政手続における個人番号の利用に関する条例	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、15、16、17、20、28、37、48、53、69、70、75、76、86、87、89、96、108、132、144及び155の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定 個人情報提供に関する命令 ＜医療扶助オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法第19条第6号 ※基金への委託に伴い、情報連携によらず提供するもの。 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定 個人情報提供に関する命令第2条表の42の項及び 第44条(生活保護法関係) ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条(生活保護法関係) ・玉野市行政手続における個人番号の利用に関する条例		